会議録（１）

会議の名称	平成29年度第2回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成29年12月20日（水） 開会　午後1時27分　　閉会　午後2時40分
開催場所	飯能市役所　別館　2階　会議室２・３
議長氏名	野口　秀夫
出席委員	野口　秀夫　　山影　祥子　　杉嶋　康子　　吉田　勝紀 中村　光子　　小島　啓子　　石井　道夫　　増島　宏徳 土屋　崇　　青鹿　昌純　　福島　毅　　内沼　正實　　島田　利二
欠席委員	双木　恵美子　　前田　悦子
説明者の職氏名	飯能市長　大久保　勝　　健康福祉部長　島田　茂 健康福祉部参事兼保険年金課長　田中　雅夫　　医療政策室長　生井　隆 健康づくり支援課長　浅見　礼子　　保険年金課主幹　加藤　かおり
傍聴者の数	4人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長　島田　茂　　健康福祉部参事兼保険年金課長　田中　雅夫 医療政策室長　生井　隆　　健康づくり支援課長　浅見　礼子 保険年金課主幹　加藤　かおり　　保険年金課主査　諸井　涼子 保険年金課主査　宇津木　妙子　保険年金課主任　青山　秀子

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項
(1) 平成 30 年度飯能市国民健康保険税条例等の改正について (2) 第 2 期飯能市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第 3 期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要について を審議し、すべて原案のとおり承認することになった。

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
保険年金課主幹	本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年度第 2 回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。 それでは、開会に当たりまして、会長からごあいさつをお願いいいたします。
会長	―――会長あいさつ―――
保険年金課主幹	ありがとうございました。 続きまして、大久保市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	―――市長あいさつ―――
保険年金課主幹	ありがとうございました。 それでは、協議事項に入らせていただきます。規則にしたがいまして、会長に議長となっていただきますので、よろしくお願いいたします。
会長	しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、協議事項に入ります。 はじめに、「平成 30 年度飯能市国民健康保険税条例等の改正について」を議題といたします それでは、事務局の説明を求めます。
健康福祉部参事	――――　別紙により説明　――――

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
会長	これまでの説明ですと、平成30年度からの広域化で税率が上がるのではと懸念をしておりましたが、飯能市の場合は納付金の額が多くなさそうということで、税率の改正はしないとのようで、多くの皆さんが安堵したのではないでしょうか。 これから内容についてご審議いただきたいと思います。最初に税率改正等について審議いただき、終わりましたら基金についてご審議いただきたいと思います。
委員	3点ございます。1点目は賦課限度額を引き上げることによる効果額、約850万円と被保険者1人あたり約400円ということについて、詳しく教えて下さい。 2点目は、平成30年度分本算定結果と仮算定結果についてですが、この差はあまり大きくないという解釈でよろしいでしょうか。 3点目は、これらのことは財政調整基金条例との関連があるのか説明をお願いします。
健康福祉部参事	最初に賦課限度額というのは、世帯主にお納めいただく年間の保険税の上限金額のことです。賦課限度額が決められている理由は、国民健康保険税を納めた金額の多い、少ないに関わらず、被保険者は同じ給付を受けるため、負担能力がある方から無制限に保険税を徴収することは妥当でないという考えから、国が最高限度額を定めております。平成28年度の保険税の改正の時には、国の定めた限度額まで引き上げましたが、その後保険税の改正をしていないため、現在の飯能市の限度額は、国で定めた限度額に達していません。 このことから、平成30年度の条例改正に合わせて、賦課限度額を引き上げさせていただきたいと考えます。実際には、所得の高い方にご負担いただいて、約850万円の増額となりますが、被保険者数全体で割りますと、1人あたり約400円になります。

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
	2 点目のご質疑についてですが、本算定結果が来年の１月に示されることになっております。仮算定結果と本算定結果については、県からは大きな違いはないのではないかと言われておりますが、診療報酬や介護報酬の改定がここで示されましたので、そういった改正により、本算定結果では影響が出てくると思われます。 そのほか、医療費や係数についても、より最新のデータが反映されますので、本算定結果は、仮算定結果と多少の数字の変化はあると思われます。 本算定と仮算定の意味の違いですが、正式な本算定結果は来年１月に示されますが、本算定結果が出る前に、仮に平成 30 年度の納付金の額を計算するとこれくらいの数字になりますと試算したものが仮算定です。本算定結果が正式のものになりますが、まだ出ておりませんので仮算定の結果で示させていただきました。 3 点目の財政調整基金についてですが、今までの基金は保険給付費と後期高齢者支援金に使うことと決められておりました。平成 30 年度からの後期高齢者支援金は市が直接支払うのではなく、県が国民健康保険事業費納付金という形で市町村から集めて支払うことになります。そのため、基金の目的が変わりますので、基金の名称も変えさせていただきたいと考えています。基金の設置目的が国民健康保険事業費納付金の財源、年度間の財政調整、保険給付費の一時立替え、保険税収入減の場合の財源などとするため、改正するものです。
委員	賦課限度額を引き上げることによって、調定額が約 850 万円増えるということでしょうか。
健康福祉部参事	税率そのものの変更はございませんが、賦課総額を引き上げるということになりますと、仮に被保険者数が変わらないとすると賦課総額は約 850 万円上がります。しかし、加入者が減ってきている状況なので賦課総額としては、被保険者数に応じて減少すると思われます。
委員	本算定はいつ頃示されますか。本算定の基礎数値にはどういうものが

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
	ありますか。
健康福祉部参事	本算定結果については、12 月末に国から県へ基本的な係数等が示され、その後、県が納付金の額を算定しますので、各市町村へ額が示されるのは、来年１月下旬の予定です。本算定結果は、医療費実績についてはより最新の状況のもの、また、診療報酬、介護報酬に変更がありますと、国民健康保険税の中に介護納付金というものもありますので、算定結果に影響してくることが考えられます。
会長	他に質疑はございますか。
	（「なし」の声あり）
会長	質疑がないようですので、次の「飯能市国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正について」を議題とします。 質疑はございますか。
委員	基金の名称と設置目的の改正は、直接、被保険者に影響するものではなく、あくまで市の財政運営上のことと理解してよろしいでしょうか。
健康福祉部参事	基金については、市町村によって保有している市町村と保有していない市町村があります。保険給付費が伸びてしまった場合に、基金を財源として給付費の支払いに充てさせていただいています。 今回の改正によって、これまでの基金と同様に、直接的に被保険者の方へ影響が出ないようにするものです。
会長	他に質疑はございますか。
	（「なし」の声あり）
会長	質疑がないようですので、お諮りいたします。

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
会長	「平成 30 年度飯能市国民健康保険税条例等の改正について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
会長	「異議なし」とのことですので、「平成 30 年度飯能市国民健康保険税条例等の改正について」は、原案のとおり承認することといたします。
会長	それでは、次の協議事項に入ります。 「第 2 期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 3 期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
健康福祉部参事	――― 別紙により説明 ―――
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。ご提案を含めご意見等をいただきたいと思います。
委員	保健事業実施計画についてですが、今までの計画に別枠として作るものですか。
健康福祉部参事	これまでの保健事業実施計画は、来年 3 月末をもって計画期間が終了となります。第 2 期計画として、これまでの計画を引き継ぎ、新しい内容も盛り込ませていただきたいと思います。
委員	今までは、保健事業実施計画と特定健康診査等実施計画が別々になっていましたが、それを一体的にまとめたいということですか。
保険年金課主幹	これまでの保健事業実施計画と特定健康診査等実施計画を章立てを分け、一体化して作成します。

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
委員	新しい計画を見れば、従来の計画も分かりますか。
保険年金課主幹	従来の計画の見直し等も盛り込んでいくこととなります。
委員	保健事業実施計画について、平成 29 年 8 月に詳しい資料をいただきましたが、新規には更に内容を充実させ、どこに力を入れていきますか。
健康福祉部参事	平成 30 年度からの新たな計画を作成する際、今までの実績と効果を検証して、平成 29 年度中にその計画を見直した上で、平成 30 年度からの 6 年間の計画で作るものです。その中で、不足しているところや見直ししなければならないところは新しい計画に盛り込ませていただくことになります。
委員	次の計画の前に、次の来年 2 月の協議会の時に結果報告はできますか。
健康福祉部参事	計画にあります特定健康診査受診率や保健指導実施率、平均寿命、健康寿命等が出ていますので、2 月の協議会の時には、より具体的に説明させていただきます。
委員	計画の最初の位置づけのところに、健康増進計画と食育推進計画がありますが、これから糖尿病等に関していろいろと問題が出てくると思います。たいへんな費用もかかってきます。特定健康診査も力を入れていると思いますが、食事と運動の習慣がとても大事です。その 2 つがポイントになると思います。 特定健康診査は状況を掘り起こすことでは、大変効果が出ていますが、その結果に対して、食事をどうしたらいいのか分かっていません。飯能市は食育に力を入れていただきたい。食育は小中学校では、保健の先生がいて指導できますが、高校生になるとパンと清涼飲料水だけという食事をしている子どもが多くなります。この食事を続けていると、将来糖尿病になってしまったり、動けなくなってしまうかもしれない危険を

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	知らないでいます。若い人たちは、体を鍛えて、必要な栄養素をとっていかなければならない時です。1日に何をどれだけ食べたらよいのかを、きちっと教えていただきたい。 　また、ウォーキングに関してですが、飯能市はツーデーマーチをしていて、関心は高いとは思います。これだけ良い環境があるので、一般の人に気軽にお散歩をしたりすることを広めていっていただければ良いと思います。
健康福祉部長	保健事業実施計画の中で、健康増進、あるいは食育が非常に大事ということでお話がありました。「飯能市健康のまちづくり計画」というものがありまして、それが平成29年度で計画期間を終了します。現在、平成30年度からの計画を策定中なので、次回の会議では計画案という段階ですが、参考になると思いますので、用意できればと思います。それをご覧になっていただければ、よりご理解いただけると思います。
健康づくり支援課長	部長よりお話のありました「飯能市健康のまちづくり計画」ですが、「健康増進計画」と「食育推進計画」を合わせたものが、「健康のまちづくり計画」となっています。 　内容は、運動の部分と食育の部分の両方を兼ねた計画を推進していくものです。運動に関しては、市民一人一人が個々に自分の健康は自分で守ることを主題としまして、地域ぐるみで健康の増進に役立つ運動に取り組むことになっています。 　また、食育に関しては、委員のおっしゃるとおり、とても大事なことで幼児期から小学校、中学校、高校生になっても各世代で年齢に応じ、必要な栄養をとっていくという計画としています。
委員	計画は分かりますが、保健指導をする人が、もっと一般の家庭に入って一人一人に合った運動や食事の指導をしていった方がよいと思います。病気になる前の予防が一番大事です。
委員	食育は、家庭の主婦が重要と思います。食事が外食や肉ばかりとって

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
	いると、特定健康診査の結果もとても悪くなります。糖尿病予備群の人が、保健指導を受けてから１日１時間散歩、甘い物は一切とらないで塩分を控えている生活をしています。食育は、自分で考えて、緑のもの、赤いものをとるようにしていくことだと思います。散歩もカルシウムを取って、負荷をかけて坂道を歩いたりすることが必要です。今は食べ物が豊富なので、家庭の主婦がきちんと子ども達を食育していかなければならないと思います。
会長	これらのことには、大変広い活動が必要だと思います。医師会の先生には、先生の立場から、主婦の皆さんは、家庭の中で、ぜひ食育を進めていただきたいと思います。飯能市は野菜3倍を推進しています。市民の方が１人でも多く健康に関心を持っていただきたいと思います。
委員	保健事業実施計画の中で、ＰＤＣＡサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための計画とありますが、平成 30 年度～平成35年度の計画で、1年ごとにチェックして、問題があれば解決をしていくことは可能ですか。
健康福祉部参事	ＰＤＣＡサイクルに沿った形で、できるだけ短い期間で、結果の検証や見直しをしていきたいと考えます。
委員	効果的な事業の検証をお願いします。
会長	他に質疑はございますか。
	（「なし」の声あり）
会長	質疑が無いようですので、お諮りいたします。 「第2期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要について」は、原案の概要・方向性で承認することに、ご異議ございませんか。

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	（「異議なし」の声あり）
会長	「異議なし」とのことですので、「第2期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要について」は、原案のとおり承認することといたします。 なお、説明のとおり、引き続き次回の運営協議会で詳細について協議していただき、年度末に策定というスケジュールとさせていただきたいとのことです。
会長	本日の協議事項は以上となりますので、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様には、ご協力いただき、ありがとうございました。
保険年金課主幹	会長、ありがとうございました。 それでは、続きまして、次第の「5　報告事項」に移らせていただきます。健康福祉部参事、医療政策室長からご報告させていただきます。
健康福祉部参事 医療政策室長	――― (1)「平成29年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について」 ――― (2) その他　を説明――― ―――　別紙により説明　―――
保険年金課主幹	報告事項は、以上のとおりです。 それでは、次第の「6　その他」に移らせていただきます。 委員の皆様の任期は今月末までとなりますので、本日の会議が今任期中最後の会議となります。引き続き、委員としてお務めいただく方には、平成30年1月1日から平成31年12月31日までの任期となります。次回の会議の際に委嘱をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議録（３）

<table>
<tr><th>発　言　者</th><th>発　言　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td>次回の会議は、平成 30 年 2 月 7 日水曜日　午後 1 時 30 分から開催いたします。会議のご案内は、改めて郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、最後に閉会の言葉を会長職務代理からお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>会長職務代理</td><td>（閉会の言葉）</td></tr>
<tr><td>保険年金課主幹</td><td>本日の会議は以上で終了させていただきます。
委員の皆様には慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

閉会　14：40</td></tr>
<tr><td colspan="2">議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。
平成　　年　　月　　日
議長の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

平成29年度　第２回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

平成29年12月20日

○協議事項

（1）平成30年度飯能市国民健康保険税条例等の改正について

健康福祉部参事兼保険年金課長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度飯能市国民健康保険税条例等の改正についてご説明いたします。

青のインデックス１「飯能市国民健康保険税条例及び飯能市国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正について」をご覧ください。

はじめに、国保の広域化の概要について、ご説明させていただきます。

これまでは各市町村が独自に国民健康保険税を決定して、被保険者から保険税を徴収し、保険給付費を支払っていましたが、平成30年度から広域化され、埼玉県が県全体の医療費を推計し、国などからの公費による収入額を差し引き、県全体の保険税収納必要額を算出します。

その後、市町村ごとの医療費実績を基に、加入者数、所得水準等で按分し、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定します。市町村は、国民健康保険事業費納付金を県に納めるために、必要な保険税率を決定することになります。

なお、給付に必要な費用は、全額、県が市町村に保険給付費等交付金として交付することになります。

３回の試算結果に続いて、このたび平成30年度分仮算定結果が埼玉県から示されましたので、「国民健康保険税条例」について、賦課限度額を改正するものです。また、「国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する条例」については、名称、設置目的等を改正するものです。

それでは、条例の改正について、ご説明いたします。

初めに、１　「国民健康保険税条例の改正」についての「（1）平成30年度の税率・賦課限度額について」ですが、税率は据え置きといたします。

税率を据置とする理由ですが、３つございます。２ページをご覧ください。

１つ目は、平成30年度分仮算定結果によりますと、本市の財政的負担は、基準となる平成28年度より、少なくなっていることです。

４ページの資料１　「国民健康保険事業費納付金」をご覧ください。

納付金額については、平成28年度決算ベースでは25億8,548万3,840円、平成30年度分仮算定結果では22億7,525万8,427円となっており、3億1,022万5,413円の減となっております。

１人当たりの納付金額で比較しますと、平成28年度の11万7,190円に対し、平成30年度は11万1,712円となっており、5,478円の減となっています。

国民健康保険事業費納付金は、市町村ごとの医療費実績を基に、加入者数、所得水準等で按分することになっていますが、医療費については、年齢構成の違いを考慮することになっています。本市の場合、１人当たりの医療費は、県平均より高くなっていますが、年齢構成を考慮すると、県平均より低くなることから、保険給付費分として納める納付金額が少なくなっています。これは、年齢の高い人の割合が多いにもかかわらず、医療費はそれほど、かかっていないということを意味しています。特定健康診査の受診率が高いことも、医療費の適正化につながっていると考えます。

また、１人当たり納付金額のマイナス5,478円という金額は、西部11市の中で、最も減額幅が大きくなっています。県全体でも、10番目に減額幅が大きくなっています。

２ページにお戻りください。

税率を据え置きとする理由の２つ目は、国及び県から、新制度への円滑な移行を図る観点から、平成30年度の税率改正については、特に慎重に検討するよう要請されていることです。

３つ目は、西部 11 市の中で、税率の引き上げを予定している市は、１人当たりの法定外繰入金が多い市のみであることです。５ページの資料３及び４をご覧ください。把握している範囲では、所沢市、富士見市、入間市が税率改正を予定しています。

以上のことから、平成30年度は　４ページの資料２－１のとおり　税率を据え置き　とさせていただきます。

次に、賦課限度額ですが、１ページにお戻りください。

賦課限度額は、前回の会議で改正方針をお示ししましたが、地方税法で定める額まで引き上げます。平成30年度の効果額は、約850万円で、被保険者１人あたり約400円となります。賦課限度額については４ページの資料２-２をご覧ください。現行85万円を89万円とします。

次に、（２）赤字解消計画についてです。２ページになります。

国からの通知により、解消すべき赤字のある市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、医療費の適正化、適正な保険税の設定等により、計画的、段階的に、できる限り赤字の解消・削減を図ることになります。

平成29年度中に、平成30年度～平成35年度の６年間の計画を作成するため、平成30年２月開催の会議で協議をいただく予定です。

続きまして、（3）その他ですが、平成30年１月下旬に国民健康保険事業費納付金の本算定結果が示される予定となっていますが、本算定結果を待って、保険税率を決定することは、平成30年度予算の編成上、及び平成30年３月議会までのスケジュールから考えて困難であることから、今回の仮算定結果により平成30年度の税率等を決定することとします。

なお、本算定結果については、平成30年２月開催の会議でご報告いたします。

続きまして、**国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正について**です。３ページになります。

基金の名称、設置目的等を改正するものです。

これまで、基金は、保険給付費及び後期高齢者支援金に充てるためとなっていましたが、平成30年度からは、後期高齢者支援金の支払いは、市が直接支払う仕組みではなくなります。

しかしながら、保険給付費は、予算上は、市が支払い、支払った額を保険給付費等交付金として県から受けることになりますことから、保険給付費の一時立替えが必要になります。

また、納付金の財源や、保険税が急激に上がらないようにするための財政調整などが必要になります。そして、これまで、積立ては繰越金が出た場合としていましたが、平成30年度以降は、保険給付費と保険給付費等交付金が基本的には同額となることから、繰越金がこれまでのように出なくなりますことから、歳出予算に定める額とします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

協議事項（２）

第２期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第３期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要について

第２期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第３期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要についてご説明いたします。

青のインデックス２をご覧ください。

本年８月に策定しました保健事業実施計画（データヘルス計画）と、第２期特定健康診査等実施計画の計画期間が平成30年３月末をもって終了することから、これまで実施してきました２つの計画の目標達成状況、各保健事業の効果検証等を踏まえ、次の計画を平成30年度から平成35年度までの６年間の計画として、一体的に策定するものです。

１ページをご覧ください。

保健事業実施計画（データヘルス計画）とは、保険者が、被保険者の特定健康診査の結果や、診療報酬明細書等の健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。

特定健康診査等実施計画とは、保険者が、保健事業の中核となる特定健康診査対象者の健康の維持・向上を図り、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として特定健康診査等の目標や実施方法等について定める計画です。

２ページをご覧ください。

第１章の計画の基本的事項では、背景・目的、計画の位置づけ、計画の期間、実施体制、前期計画の振り返りを掲載する予定です。

４ページをご覧ください。

第２章の国民健康保険加入者を取り巻く状況では、飯能市の概況、国民健康保険加入者の状況・医療費の状況、特定健康診査・特定保健指導等の分析、健康課題の抽出・明確化を掲載する予定です。

５ページをご覧ください。

第３章の目的・目標の設定では、被保険者の健康寿命の延伸という目的を達成するための目標を掲載する予定です。

第４章では、保健事業の実施内容、第５章では、特定健康診査及び特定保健指導の実施、第６章では計画の評価・見直し、第７章では計画の公表・周知、第８章では個人情報の取扱い、第９

章ではその他の留意事項を掲載する予定です。

次回の会議で、計画案をお示しし、平成30年３月末までには策定したいと考えています。

説明は以上でございます。

報告事項（1）

平成２９年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案について

平成２９年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案についてご説明いたします。

赤のインデックス１をご覧ください。

この補正予算は、平成２９年１２月市議会定例会に提案し、原案のとおり可決されましたので、案の文字の削除をお願いいたします。

それでは、私からは、事業勘定分の補正予算の内容についてご説明させていただきます。

１ページが事業勘定の歳入、２ページが事業勘定の歳出となります。

歳入歳出それぞれ２億2,578万円の増額補正をし、予算の総額は109億6,536万9,000円となりました。

歳入、歳出の主なものをご説明します。

歳入から申し上げます。

３款、国庫支出金は、歳出の一般被保険者の保険給付費の増額に伴い、見込みにより増額をしました。

４款、療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、歳出の退職被保険者等の保険給付費の減額に伴い、見込みにより減額しました。

５款、前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者が、国保、社会保険など、保険者間の偏りによる負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するための交付金です。飯能市を含めて、国民健康保険は前期高齢者の割合が高いことから、毎年多くの交付金を受けていますが、交付額の決定により増額しました。

10款、繰越金は、平成28年度の収支の差額分を前年度繰越金として計上しました。

次に、歳出についてご説明します。２ページをご覧ください。

２款、保険給付費は、一般被保険者分を増額し、退職被保険者等分を減額し、全体として当初予算より、約4,800万円、率にして0.8％の増となりました。

３款後期高齢者支援金等は、０歳から 74 歳までの加入者数に応じて納付するものですが、金額の決定により減額しました。

６款介護納付金は、40 歳から 64 歳までの加入者数に応じて納付するものですが、金額の決定により増額しました。

９款、基金積立金は、前年度繰越金を財源に１億 5,000 万円を積み立てました。

11 款償還金は、国庫支出金の過年度還付金を増額しました。

引き続き、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定について、医療政策室生井室長からご説明いたします。

報告事項（２）その他

（２）その他について、ご説明いたします。

本日お配りさせていただきました平成28年度特定健康診査受診率について、をご覧ください。

平成28年度における国民健康保険の特定健康診査受診率が発表され、飯能市は埼玉県内40市中第１位となり、平成25年度から、４年連続で第１位となりました。

また、これまでで最も高い受診率となりました。

これも、市民の皆さんの特定健康診査に対するご理解はもちろんですが、医師会をはじめ、歯科医師会、薬剤師会、そして事業所のご協力のほか、委員の皆様にも、いろいろなところでＰＲをしていただいたことによるものと感謝をしております。ありがとうございます。

特定健康診査の受診率は、年齢の高い方は高くなっていますが、75歳になると後期高齢者医療制度に移行するため、受診率を上げていくためには、比較的受診率の低い40歳代、50歳代の方に受診してもらうほか、年齢の高い人で未受診の方に受診してもらうことが大変重要になります。

また、平成30年度からは、保険者努力支援制度が創設されます。医療費の適正化、収納率の向上などの努力をした市町村国保にインセンティブとしての補助金を交付するものです。

補助金の交付を受けられるよう、委員の皆様には、引き続きご協力をお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

平成 29 年度　第２回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

平成 29 年 12 月 20 日

医療政策室長の生井です。よろしくお願いします。

続きまして、私からは、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定の補正予算につきまして、説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。こちらは南高麗診療所勘定になります。

初めに、上段の歳入でございます。

3 款、繰入金につきましては、前年度繰越金の増額などに伴い、一般会計繰入金を 867 万円減額いたしました。

4 款、繰越金につきましては、平成 28 年度決算に基づき、前年度繰越金の全額を計上し、883 万円増額いたしました。

次に、下段の歳出でございます。

1 款、総務費につきまして、一般職人件費を、人事異動等に伴い 16 万円増額いたしました。

以上によりまして、南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 16 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,808 万 2 千円としたものでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。こちらは名栗診療所勘定になります。

上段の歳入でございます。

3 款、繰入金につきましては、前年度繰越金の増額などに伴い、一般会計繰入金を 685 万 4 千円減額いたしました。

4 款、繰越金につきましては、平成 28 年度決算に基づき、前年度繰越金の全額を計上し、695 万 7 千円増額いたしました。

次に、下段の歳出でございます。

1 款、総務費につきまして、一般職人件費を、人事異動等に伴い 10 万 3 千円増額いたしました。

以上によりまして、名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,633 万 4 千円としたものでございます。

南高麗診療所勘定と名栗診療所勘定の説明は以上です。